

# 視<sup>Point of View</sup>点

公認会計士・監査審査会会長

まつい たかゆき

松井 隆幸



## 「監査品質の持続的な向上の促進」を目指して

### はじめに

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」といいます。)では、本年4月、第7期体制がスタートしました。第7期になったからといって、審査会の目的や目標が変わるわけではありません。引き続き、公認会計士監査の品質を高め、その信頼性を確保することにより、資本市場の公正性・透明性を高め、市場の信頼性を確保することを通し、国民経済の発展に寄与することが審査会の目的です。目的の達成に向けて、審査会は、公平かつ円滑な公認会計士試験の実施を通し、適格性を備えた会計人材が公認会計士となるように支援すること、及び、国際的動向にも配慮しつつ、公益的立場からモニタリングを実施し、公認会計士が職責を適切に遂行して、財務書類等の情報の信頼性を確保するという使命を達成できるように支援することを目標としました。

審査会は5月20日、第7期のモニタリング基本方針を公表しました。その副題は、「監査品質の持続的な向上の促進」です。各期における基本方針の副題は、次のとおりです。なお、第1期及び第2期は下記が本題となっており、副題は「審査基本方針等」でした。

	年月	副題等
第1期	平成16年4月～	監査の信頼性確保のために
第2期	平成19年4月～	監査の品質の一層の向上のために

第3期	平成22年4月～	監査の品質の一層の向上のために
第4期	平成25年4月～	より実効性のある監査の実施に向けて
第5期	平成28年4月～	より実効性のある監査の実施のために
第6期	平成31年4月～	監査の実効性の更なる向上を目指して
第7期	令和4年4月～	監査品質の持続的な向上の促進

### 「監査品質」

審査会の目的や目標は変わりませんが、公認会計士監査を取り巻く環境は大きく変化し、それを受け、監査業務そのものも変化してきました。さまざまな変化の中で、昨年11月の「監査に関する品質管理基準」の改訂(以下「改訂品質管理基準」といいます。)は、モニタリングに特に大きな影響を与えるものだと思います。第7期の副題は、一見すると、第4期から第6期における「実効性のある監査」、「監査の実効性」から、第2期及び第3期における「監査の品質」に逆戻りしたような印象を与えるかもしれません。しかし、今回、「監査品質」という用語を用いたのは、第7期における最大の課題が、改訂品質管理基準の定着を促進することにあると考えたからです。

改訂品質管理基準における品質管理は、Quality ControlからQuality Managementに変化しているのですから、モニタリングもそれに応じて変化する必要があります。改訂品質管理基準は、令和5年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期

間(公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所では令和6年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間)の財務諸表の監査から実施するとされています。したがって、令和7年3月までを期間とする第7期において、直接、改訂品質管理基準に基づいて品質管理態勢等を検証する機会は限られます。しかし、改訂品質管理基準の前文四において「審査会の検査等を通じて、監査事務所による主体的な品質管理の定着に努めるべきである」とされているように、改訂品質管理基準の円滑な実施に向けて、監査事務所における基準の改訂内容への対応状況を確認し、必要に応じて対応を促す必要があると考えています。

## 「持続的な」と「促進」

第7期の副題では、「持続的な」という用語を新たに使用しました。改訂品質管理基準は、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを導入しています。監査事務所は、まず、品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を設定し、目標の達成を阻害する品質リスクを識別・評価し、それに対処するための方針又は手続を定めて運用しなければなりません。そのうえで、システムの整備及び運用の状況に関する情報を適時に把握して不備を識別し、根本原因を究明して、適切に対処することが求められます。PDCAサイクルを継続することにより、持続的な監査品質の向上を実現するように求めているのです。

審査会のモニタリングでは、品質管理システムの整備・運用状況を確認めます。不備の識別と適切な対処に関しては、従来から、根本原因の究明を重視してきました。審査会が公表している『監査事務所検査結果事例集』では、「業務管理態勢と根本原因の究明」と題する項目を設け、究明の方法などについて、検査中に把握した具体的な事例も引用しつつ解説しています。本年7月には令和4事務年度版を公表しますので、参照いただければ幸いです。第7期には、品質目標の設定、品質リスクの識別・評価、対処するための方針・手続の設定などに関し、監査事務所の取組み状況を確認し、可能な範囲で有用な情報を提供したいと考えています。

「促進」も、新たに使用した用語です。監査品質の向上は、監査事務所が主体的に取り組むべき課題であって、審査会は、取組みを促進する立場にあるということを明確にするために用いました。検査においても、不備が発見された場合、監査事務所が主体的に原因分析や改善策の検討を行い、監査事務所の経営層が主体的に改善策を決定すべきであると考えています。それは、監査事務所が改善策に納得して取り組まなければ、その継続の実施は期待できず、監査品質の持続的な向上にはつながりませんし、監査事務所が納得するには、主体的な検討により改

善策の必要性を理解する必要があるからです。なお、監査事務所による原因分析では対症療法的な改善にとどまるおそれがある場合、検査班が意見を述べつつ原因分析を行うこともあります。しかし、検査班が主体的に原因分析を行うことは、監査事務所の納得を得ることが困難になるだけでなく、検査としての独立性に抵触するおそれもありますから、適当ではないものと考えています。

## 変化への対応

社会全体のデジタル化の進展に伴い、監査業務もデジタル化し、リモート監査が急速に普及しています。この傾向は、コロナ禍により促進されたと思います。加えて、ウクライナ情勢などの国際情勢の変化も監査業務に影響を及ぼしています。会計不正等を検知するAIを活用した監査ツールの開発・導入は、今後、監査業務の抜本的変革をもたらす可能性もあります。こうした変化の中で、審査会の業務もリモート検査を導入するなど、効率的かつ効果的なモニタリングとなるように対応してきました。第7期においても、リモート検査の活用範囲を拡大するとともに、監査業務の変革に対応できる検査手法を検討する必要があると考えています。

近年、資本市場が発展する中で、監査に対する関心が高まり、「監査基準」の改訂により、監査報告書における「監査上の主要な検討事項(KAM)」の記載など、監査人からの情報発信がより多く求められるようになりました。第7期においては、監査人が適切に情報を発信しているかを検証することがより重要になると考えています。また、ESG情報等の開示の進展に応じて、将来的には情報の信頼性確保のため、監査人の関与が要請されるようになると考えられます。将来を見据え、モニタリングにおいて、現状を把握しておく必要もあります。

特に上場会社の監査については、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所に監査人が交代する動きが継続しています。第7期では、この動向に対応して、モニタリングのための限られた資源を、中小規模監査事務所により多く割り当てる方向で運用する予定です。可能な範囲で、中小規模監査事務所の経営層との対話に取り組むたいと考えています。

## おわりに

審査会のモニタリングは、監査事務所の方々のご協力をいただかなければ、効率的かつ効果的に実施することは困難です。「監査品質の持続的な向上」を実現するため、積極的なご協力をお願いします。